

「今後の市町村の行財政運営にかかる基本方針」に関する調査について

1. 目的

県が策定する「市町村の合併の推進に関する構想」を検討するための基礎資料として、県内市町村における今後の行財政運営に係る基本的な方針、特に市町村合併に関する意向等を調査することを目的とする。

2. 調査対象市町村

38市町村

* H18年1月1日合併予定の4町村（大字陀町、菟田野町、榛原町、室生村）を除く。

3. 調査時期

平成17年9月下旬～10月下旬

4. 調査方法

調査対象の市町村長に対し、調査票により意向調査を行うとともに、必要に応じ、面談による聴き取り調査も行う。

5. 調査内容（項目）

1. 今後の行政課題及びその対応について

- (問1) まちづくりのビジョン（将来像）
- (問2) 今後の行政課題
- (問3) 今後の行政課題に対応するための必要な措置

2. 行財政の現状と将来の見通しについて

- (問4) 現在の行財政運営についての認識
- (問5) 集中改革プランにおける取組
- (問6) 今後の行財政運営についての認識

3. 住民への説明の状況について

- (問7) 住民への説明の状況

4. 市町村合併の必要性について

- (問8) 市町村合併の必要性の認識

5. 新法下での市町村合併に関する意向について

- (問9) 新法下における市町村合併の検討についての意向
- (問10) 新法下における市町村合併の検討に向けての課題

6. 国・県に対する要望等について

参考：自主的な市町村の合併の推進に関する構想の作成について

(H17.5.31 総務省総括審議官通知) 抜粋

. 審議会における審議

- (2) ……審議会においては、それぞれの市町村が将来にわたりどのように運営していくのか等についての基本的な方針を聞くこと。……その際には、市町村が、当該方針に関する積極的な情報提供を行うなど住民に対する説明責任を果たし、住民の十分な理解を得ているかというような観点からの検討を行うこと。また、審議会において、市町村の将来にわたる運営についての基本的な方針について審議する際には、……「集中改革プラン」をはじめとする市町村の行政改革への取組状況も参考にすること。